

雇用環境整備促進奨励金 について

～ これから申請なさる事業所の皆さまへ！！～

～ 申請期限が、令和5年3月末まで延長！！～

～ これから雇調金受給、これから取組の事業所も、十分間に合う～

～ 専任の審査担当が、万が一の不足不備もしっかりサポートで安心～

●雇用調整助成金等を受給した中小企業等の都内事業所が、新型コロナ関連の特別有給休暇の導入など一定の取組をした場合に、10万円を交付するものです。

●取組としては、「休業手当の就業規則への記載」に加えて、「テレワーク制度」「時差出勤制度」「フレックスタイム制度」「非常時に取得可能な有給の特別休暇制度」のいずれかの導入もしくは試行が必要です。

●事業所単位の申請で、ひとつの事業所は一回だけ申請できます。複数の適用事業所が雇用調整助成金等を受給の場合、それぞれが申請可能です。

●(国の助成金は事務組合が代行することはできませんが)東京しごと財団の当奨励金は、事務組合が提出代行することも可能です。

★★ 労保連様への注 以下、参照先と、問い合わせ先は、前回 650 号で配信いただいたときと同じです。

※ 詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syourei.html>

お問い合わせ

企業支援部 雇用環境整備課 雇用安定化支援担当（雇用環境整備促進奨励金担当）

電話：03-5211-2315

雇用環境整備促進奨励金の受付期間を延長します！

東京都は、「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金」につきまして、申請受付を令和5年3月31日(金)まで延長いたします。休業手当規定の整備をはじめ、テレワーク制度や有給の特別休暇制度の導入など、新型コロナウイルス感染症等の非常時における職場環境整備に取り組む中小企業に奨励金を支給しますので、ぜひご活用ください。

変更点

申請受付期間

【延長前】令和3年4月30日(金)～令和4年9月30日(金)

【延長後】令和3年4月30日(金)～**令和5年3月31日(金)**

奨励金の概要

1 対象

都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等(中小企業)

2 交付要件

以下の2つの要件を満たすこと

①国から、以下のいずれかの支給決定を受けていること

○雇用調整助成金 ○緊急雇用安定助成金 ○産業雇用安定助成金

○両立支援等助成金

(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース)

(介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))

(育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

②非常時における雇用環境整備に関する計画を作成し取り組むこと

3 支給金額

1事業所 10万円(1回のみ)

4 申請方法

(公財)東京しごと財団ホームページにより詳細をご確認いただき、申請書等をダウンロードし、必要書類をご送付ください。

※東京都が実施した「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の支給を受けた事業所は申し込むことはできません。

HP: <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syourei.html>



【問い合わせ先】

(事業全般について) 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 菅沼
電話 03(6205)6711

(申請方法等について) (公財)東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 可児
電話 03(5211)2315

申請は
お済みですか？

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 雇用環境整備促進奨励金

令和2年1月24日以降、国の雇用調整助成金等を受給し、非常時における勤務体制づくりなど、雇用環境整備に取り組む都内中小企業に対し **10万円**（1事業所1回限り※）を交付します。

※複数の雇用保険適用事業所が雇用調整助成金等を受給の場合、それぞれが申請可能です。

Q. 雇用環境整備の取り組みって何をすればいいの？

A. 下記の **取組1**、**取組2** 両方の実施を報告していただきます。

サイようくん

取組1 休業手当の支払いについて**就業規則に定める**（※既に定めているも可）

取組2 ①～④のいずれか一つを新たに導入または試行する

1



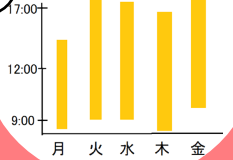
テレワーク制度
(在宅勤務制度)

2



時差出勤勤務制度

3



フレックスタイム
制度

4



非常時に取得可能な
有給の特別休暇制度

【例】
・ワクチン休暇制度
・家族の受診休暇
制度 など、
新型コロナウイルス対応の
さまざまな休暇が
対象です！

令和2年度に東京都が実施した「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の交付または令和3年度から実施している「当奨励金」の交付決定を既に受けている事業所は申請できません。

申請
期限

申請受付期間を延長しました

令和5年3月31日(金)まで

まずは、裏面の
フローチャートで
申請対象か
チェック！

詳細はこちら →

東京しごと財団 新型コロナウイルス 奨励金 検索

【お問合せ】(公財)東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 雇用安定化支援担当(雇用環境整備促進奨励金担当)

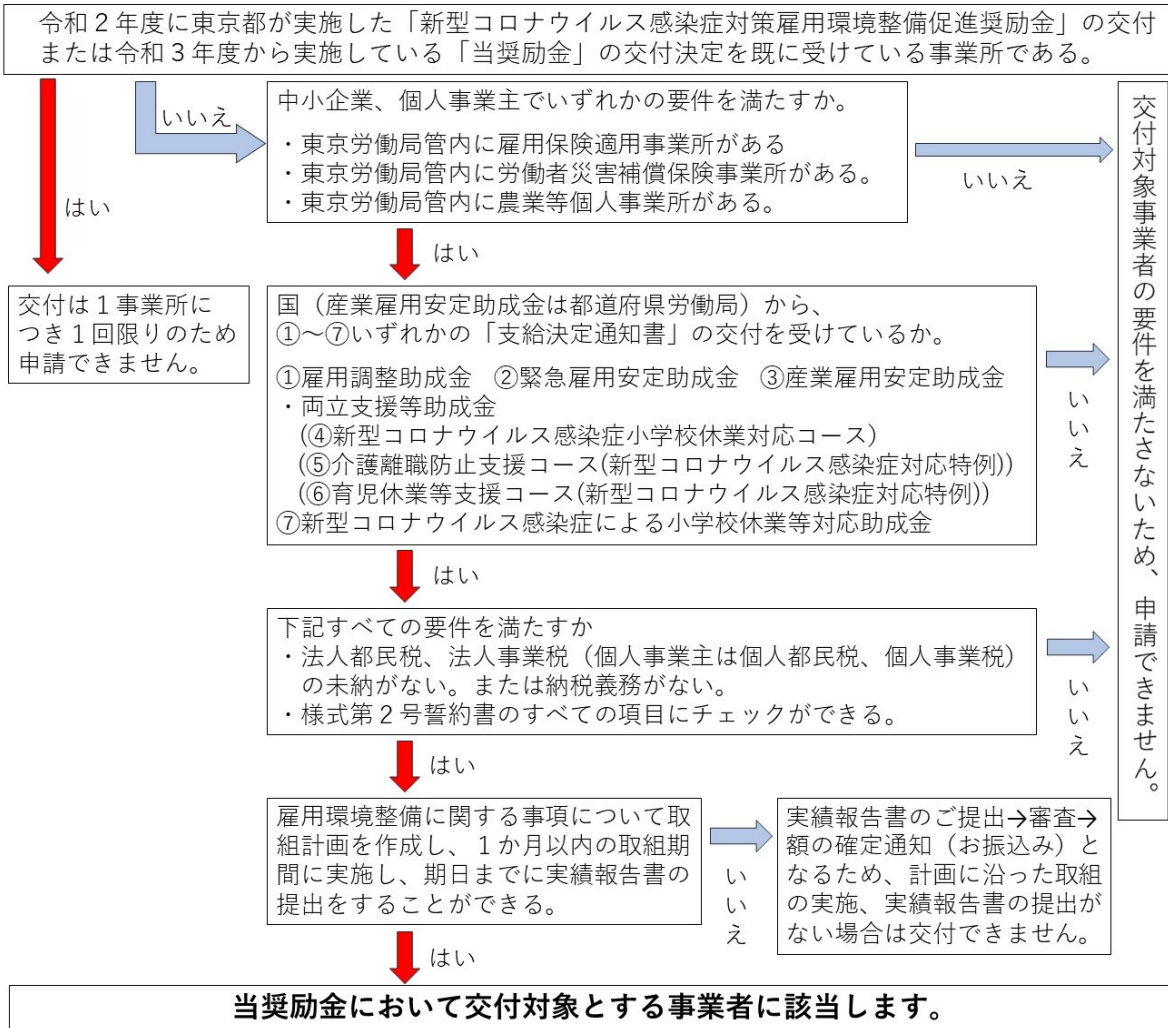
03-5211-2315

受付時間:平日9時30分~16時30分(12時~13時、土日・祝日は除く)

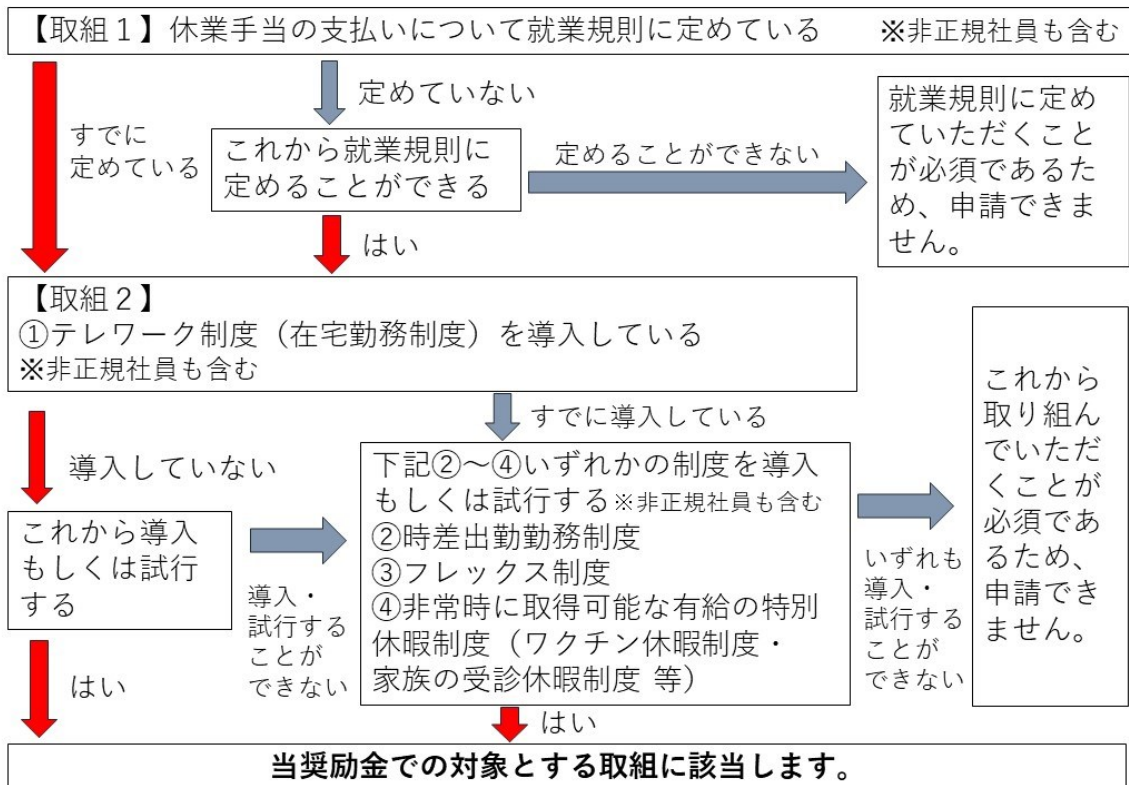


① 交付対象事業者について

交付要件に該当するか確認してみよう！



② 取組について



上記①と②の両方に該当することが申請の条件となります。